

## 令和8年度 産業廃棄物等の処分依頼継続手続きについて(ご案内)

令和8年度 産業廃棄物等の、処分委託契約の継続手続についてのご案内です。継続を希望される場合は提出期限までに手続きをお願いします。 **※提出期限 令和8年3月2日(月)**

### 1 処分料金 (消費税及び地方消費税及び産業廃棄物埋立税は含まれません。)

廃棄物等の種類	処分料金
ばいじん、燃え殻、汚泥(非建設系)	10,000円/t
鉱さい、汚泥(建設系)	8,000円/t
ガラスくず、陶磁器くず、コンクリートくず、がれき類	7,000円/t
建設残土(公共事業により発生するものに限る)	1,000円/t

### 2 令和8年度 処分依頼継続手続き

#### (1) 提出書類

**※今年度より提出書類が変更となっております。ご注意ください。**

次の書面を提出してください。(郵送等または持参)

- ① 「処分依頼書【様式第1号】」
- ② 「搬入計画書【様式第3号】」
- ③ 分析証明書の写し

※公社が必要と判断した場合には、上記以外の書類の提出をお願いする場合がありますので  
ご了承ください。

①②は、前年度の内容を記載した書面を同封しております。内容の変更があれば赤字修正し、  
処分依頼書に押印のうえ、提出いただくことが可能です。

新たに作成される場合は、以下のURLから様式をダウンロードしてください。

<https://khk-hiroshima.or.jp/request/#a-6>

#### (2) 提出期限

**令和8年3月2日(月) 必着**

手続完了には1か月程度かかることがありますので、期限厳守をお願いします。



手 続 き 完 了 後、「 処 分 承 諾 書 」を 送 付 し ま す。

#### (3) 提出先及び問合せ先

一般財団法人広島県環境保全公社 事業課

〒730-0021 広島市中区胡町4番21号 朝日生命広島胡町ビル5階

TEL (082)544-2363 FAX (082)544-2362

### 3 継続処分依頼の作成上の留意事項等

(提出書類)

① 「処分依頼書【様式第1号】」

送付した「処分依頼書」を使用し、内容に変更がある場合は、赤字修正し、押印してください。

提出いただく添付書類の種類を、該当する□に✓を入れて明示してください。

② 「搬入計画書【様式第3号】」

送付した「搬入計画書」を使用し、内容に変更がある場合は、赤字修正してください。

③ 分析証明書の写し

(鉱さい、ばいじん、燃え殻、汚泥、建設残土の処分を依頼する場合。ただし、建設残土にあっては発生場所の土地履歴等や搬入数量等から公社が必要と判断した場合に限る。)

廃棄物等の種類ごとに、環境計量証明事業所又は公共機関が行った分析証明書の写しを添付してください。(処分依頼前3か月以内に発行されたもの、ただし、ダイオキシン類については、6か月以内に発行されたものに限ります。)

分析項目は別表「分析証明書の検査項目」とおりです。必ずご確認ください。

建設残土で分析証明を必要とする場合、分析項目等は別途連絡します。

(その他)

・必要に応じて、廃棄物等の排出場所への現地調査、廃棄物の採取等を行います。

・審査に必要な資料等の追加提出をお願いすることがあります。

(提出部数) 1部。控えが必要な場合は 2部。(受付後1部をお返します。)

※ ①②以外の変更は隨時受付しています。下記「変更依頼の手続き」を参考に必要書類を提出してください。

### 変更依頼の手続き(参考)

処分承諾を受けた内容を変更する場合は、次の書類を提出してください。変更する内容により、添付する書類が異なりますので注意してください。

1 処分依頼書(必須)

申請区分を「変更依頼」とし、次の該当する書類を添付し提出してください。

2 添付書類

(1)代表者・住所を変更する場合

登記簿謄本など

(2)処分依頼する産業廃棄物の種類を変更する場合

- ・産業廃棄物等性状表(従前と様式が変更されています。公社ホームページでご確認ください。)
- ・分析証明書の写し(燃え殻、汚泥、ばいじん、鉱さいの場合)
- ・燃え殻、汚泥、ばいじん、鉱さいに関する変更をされる場合は、現地調査及びサンプリングの採取を行います。

(3)産業廃棄物の性状(排出工程等)を変更する場合

- ・(2)と同じ。

(4)収集運搬を委託する業者を変更する場合

- ・運搬方法等届出書
- ・産業廃棄物収集運搬業許可証の写し(自社運搬を除く。)及び許可行政機関に運搬車両の登録をした届出書の写し(自社運搬を除く。)

(5)運搬車両を追加登録する場合

運搬車両を追加する場合は、次の書類を添付し、搬入希望日の前日16時までに、事業課に郵送又はファックスで提出してください。(収集運搬の委託業者の変更・追加を伴う場合は、(4)により行ってください。)

- ・運搬車両の追加登録届
- ・産業廃棄物収集運搬業許可証の写し(自社運搬を除く。)及び許可行政機関に運搬車両の登録をした届出書の写し(自社運搬を除く。)

## (参考) 出島処分場利用の手引き(抜粋)

(受入条件等) 広島県内で発生した産業廃棄物等であって、当公社の受入基準に適合するもの。

(受入時間) 9:00～12:00、13:00～16:30

(受入日) 月曜日～金曜日(祝日、振替休日、12月28日～1月3日を除く。)

・台風、地震などの天災、その他の事由により、受入時間の変更又は受入を停止する場合があります。

・処分場の受入状況については、公社ホームページに掲載しています。緊急に受入停止する場合などは、随時、ホームページに状況を掲載します。

(搬入時の注意事項)

- ・事前に公社に登録した車両で搬入し、開門時間(午前8時)前は、来場しないでください。
- ・搬入にあたっては、廃棄物の落下、飛散防止のため、全面シート掛け(建設残土を搬入する場合、廃棄物を天蓋付き車両により又はフレキシブルコンテナバックに入れて搬入する場合を除く。)で搬入してください。また、帰路においても飛散防止に努めてください。
- ・搬入車両は、搬入車証を車両の左右のドアに貼り付け(処分場外を含む。)、搬入カード(運搬中は、運転台の前に提示してください。)、搬入申込書及びマニフェスト(電子マニフェストの場合は受渡 確認票)を受付に渡してください。
- ・計量の結果、過積載と判断された場合は、受入できません。過積載は絶対行わないでください。
- ・受入施設内に移動してエンジンを停止させ、シートをはずし、施設内の係員による目視検査を受けてください。
- ・目視検査終了後、廃棄物の簡易検査を受けた場合は、検査結果が判明するまでその場で待機してください。簡易検査を受けない場合は、係員の指示に従い、ダンピングスペースに移動し、荷降ろしを行ってください。
- ・荷降ろし後、展開検査を行う間、近場に車両を停止させ係員の指示を待ってください。展開検査終了後は、荷台清掃スペースに移動し、荷台の清掃を行った後、タイヤ洗浄機でタイヤを洗浄した後、受入施設出口から退場してください。
- ・承諾した廃棄物以外のもの、異なる廃棄物を混載して搬入することはできません。
- ・弁当がら、空き缶等の廃棄物は必ず持ち帰ってください。

(受入拒否)

「搬入時の注意事項」に違反したとき又は次の事項に該当する場合は、廃棄物の受入をお断りすることがあります。

・埋立処分場の維持管理上支障があるとき。

・処分依頼書等に虚偽・不正があつたとき。

なお、抜取検査の結果、受入基準に適合しないことが判明したときは、公社で保管している廃棄物を引き取っていただきます。